

# 町の土地をお売りします！

町では、次の町有財産を売却いたします。購入を希望される方は、下記期日までに入札参加希望申込書を役場建設水道課に提出してください。

なお、売却については、一般競争入札により、落札者を決定します。下記最低売却価格以上で最高価格を提示した方が落札者となり、同額入札者がいる場合は、くじ引きで落札者を決定します。

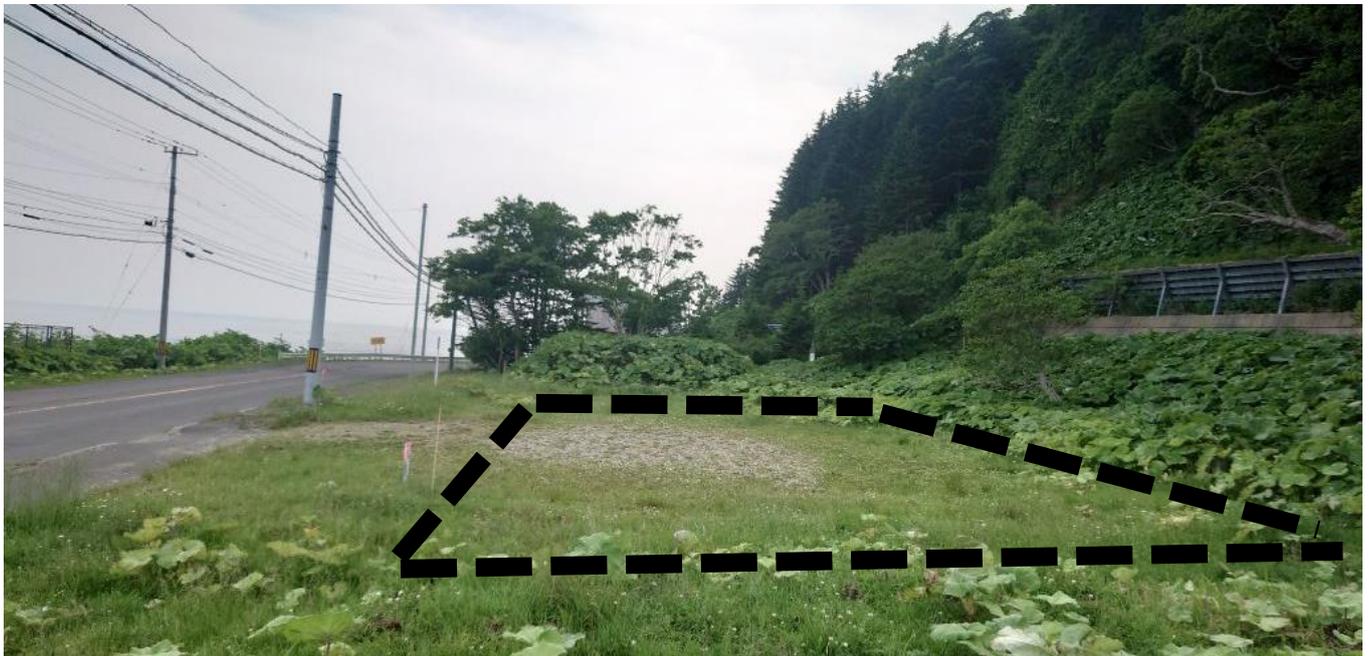
※申込等に必要書類は、役場建設水道課窓口で配布します。また、羅臼町ホームページからも必要書類はダウンロードできます。

## 1. 売却物件

所在地番	地目	売却面積	最低売却価格
羅臼町海岸町410番7	宅地	680㎡	816,000円

※売却する土地は、一部土砂災害警戒区域を含んでいます。

※現在、410番7の分筆登記を行っています。このため、売買契約時には、上記地番から変更となる可能性がありますので、予めご了承ください。



## 2. 申込から入札までの流れ

### ①入札参加申込書の提出(申込期間 7月10日から7月22日まで)

提出書類 1)町有財産売却一般競争入札参加申込書

2)暴力団排除に関する誓約書

3)印鑑登録証明書、住民票、身分証明書、納税証明書、納税調査承諾書など

※個人・法人で提出する書類が異なりますので、詳しくは担当課までお問い合わせ下さい。

※提出方法は、持参か郵送となります。

### ②参加申込者の審査を行い、審査に合格した方に、入札参加申込書に羅臼町の受付印を押印し、入札に係る関係書類を配布します。

### ③入札書の提出(7月23日から7月30日まで)

提出書類 1)入札書

2)町有財産売却一般競争入札参加申込書写し

※提出方法は、持参か郵送となります。

### ④入札(7月31日)

落札者については、即時電話で連絡します。また、所有権移転登記については、羅臼町で行います。

※詳しくは、羅臼町ホームページに掲載の入札公告をご覧になるか、建設水道課【0153-87-2163】までお問い合わせ下さい。